

# 各種資格・特別教育について

免許・技能講習・特別教育が必要な業務一覧  
作業主任者選任業務一覧表  
簡易チェックリスト（安全衛生教育等実施状況）

本件資料は、中災防が提供する情報に基づいて作成しております。十分に確認して作成しておりますが、お気づきの点がございましたらご連絡ください。

令和8年3月

（公社）福井県労働基準協会

免許・技能講習・特別教育が必要な業務（労働安全衛生法第61条、労働安全衛生法施行令第20条、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条）

福井県労働基準協会  
 建災防福井県支部  
 陸災防福井県支部  
 林災防福井県支部  
 ポイラ協会福井支部

業務内容	名称（免許・技能講習のみ）	免許	技能講習	特別教育
発破の場合におけるせん孔，装てん，結線，点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	発破技士免許	○		
揚貨装置の運転の業務				
制限荷重5t以上	揚貨装置運転士免許	○		
制限荷重5t未満				○
クレーン等の運転の業務				
つり上げ荷重5t以上のクレーン（跨線テルハを除く。）又はデリック	クレーン・デリック運転士免許	○		
つり上げ荷重5t以上のクレーン（跨線テルハを除く。）	クレーン・デリック運転士免許 （クレーン限定）	○		
つり上げ荷重5t以上の床上運転式クレーン	クレーン・デリック運転士 （床上運転式クレーン限定）免許	○		
つり上げ荷重5t以上の床上操作式クレーン	床上操作式クレーン運転技能講習		○	
つり上げ荷重5t未満のクレーン又はつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ				○
つり上げ荷重5t未満のデリック				○
つり上げ荷重5t以上の移動式クレーン	移動式クレーン運転士免許	○		
つり上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン	小型移動式クレーン運転技能講習		○	○
つり上げ荷重1t未満の移動式クレーン				○
玉掛けの業務				
制限荷重1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重1t以上のクレーン，移動式クレーン若しくはデリック	玉掛け技能講習		○	○
つり上げ荷重1t未満のクレーン，移動式クレーン又はデリック				○
ボイラーの取扱いの業務				
ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）	ボイラー技士免許 （特級，一級，二級）	○		
小規模ボイラー	ボイラー取扱技能講習		○	
小型ボイラー				○
ボイラー（小型ボイラーを除く。）又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接の業務	ボイラー溶接士免許 （特別，普通）	○		
ボイラー（小型ボイラー等を除く。）又は第一種圧力容器の整備の業務	ボイラー整備士免許	○		
潜水器を用い，かつ，空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンペからの給気を受けて，水中において行う業務	潜水士免許	○		
溶接等の業務				
可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接，溶断又は加熱の業務	ガス溶接技能講習		○	
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接，溶断等の業務				○
フォークリフトの運転の業務				
最大荷重1t以上	フォークリフト運転技能講習		○	○
最大荷重1t未満				○
車両系建設機械の運転等の業務				
機体重量3t以上の整地・運搬・積込み用機械，掘削用機械の運転	車両系建設機械（整地等） 運転技能講習		○	
機体重量3t未満の整地・運搬・積込み用機械，掘削用機械の運転			○	○
機体重量3t以上の基礎工事用機械の運転	車両系建設機械（基礎工事用） 運転技能講習		○	
機体重量3t未満の基礎工事用機械の運転				○

基礎工事用機械の作業装置の操作				○
基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転				○
機体重量3t以上の解体用機械の運転	車両系建設機械（解体用） 運転技能講習		○	
機体重量3t未満の解体用機械の運転				○
締固め用機械の運転				○
コンクリート打設用機械の作業装置の操作				○
ショベルローダー等の運転の業務				
最大荷重1t以上	ショベルローダー等運転技能講習		○	
最大荷重1t未満				○
不整地運搬車の運転の業務				
最大積載量1t以上	不整地運搬車運転技能講習		○	
最大積載量1t未満				○
高所作業車の運転の業務				
作業床の高さ10m以上	高所作業車運転技能講習		○	
作業床の高さ10m未満				○
研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務				○
動力プレスの金型、シヤーの刃部又はプレス機械若しくはシヤーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務				○
高圧若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務				○
低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務				○
対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務				○
伐木等機械の運転の業務				○
走行集材機械の運転の業務				○
機械集材装置の運転の業務				○
簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務				○
チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務				○
ポーリングマシンの運転の業務				○
ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務				○
巻上げ機の運転の業務				○
動力車で軌条により人又は荷を運搬する用に供されるものの運転の業務				○
建設用リフトの運転の業務				○
ゴンドラの操作の業務				○
作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機の運転の業務				○
作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務				○
気こう室への送気又は気こう室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務				○
潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務				○
再圧室を操作する業務				○
高圧室内作業に係る業務				○
四アルキル鉛等業務				○
酸素欠乏危険場所における作業に係る業務				○
特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務				○
エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務				○
加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域内において核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務				○
原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務				○
特定粉じん作業に係る業務				○
ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業に係る業務				○

産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行う教示等及び教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務			○
産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査等又は検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務			○
自動車（二輪自動車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務			○
廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務			○
廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務			○
廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務			○
石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業若しくは建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る業務			○
放射性物質に係る土壌等の除染等の業務、廃棄物収集等業務及び事故由来廃棄物等の処分の業務、特定線量下業務			○
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務			○
ロープ高所作業に係る業務			○
高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）			○ ○
テールゲートリフターの操作の業務（当該貨物自動車に荷を積み卸す作業に限る）			○

作業主任者 選任業務一覧表

(令：労働安全衛生法施行令、安規：労働安全衛生規則)

福井県労働基準協会  
 建災防福井県支部  
 林災防福井県支部  
 ボイラ協会福井支部

令6条 号別	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法14条、同法施行令6条、安衛則16条)	職務根拠
1	高圧則10	高圧室内 作業主任者	免許	潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業	高圧則10②
2	安規314	ガス溶接 作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置（10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結したものの又は9以下の連結で水素若しくは溶解アセチレンの場合は400リットル以上、他は1,000リットル以上）を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の作業	安規315
3	安規151の 126	林業架線 作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業（①原動機定格出力7.5kwを超えるもの②支間の斜距離の合計が350m以上のもの③最大使用荷重が200kg以上のもの）	安規151の127
4	ボイラー則 24	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー 技士免許 等	ボイラー取扱業務（小型を除く→令1条4号） 1. ①特級＝伝熱面積合計500m <sup>2</sup> 以上（貫流のみは除く） 2. ②1級以上＝伝熱面積合計25m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 未満（貫流のみ500m <sup>2</sup> 以上） 3. ③2級以上＝伝熱面積合計25m <sup>2</sup> 未満 4. ④技能講習以上＝令20条5号イからニまでのボイラー	ボ規25
5	電離則46	エックス線 作業主任者	免許	次の放射線業務（但し医療用又は波高値による定格電圧が1,000KV以上のエックス線装置使用は除く） 1. ①エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 2. ②エックス線管、ケトロン内のガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務	電離則47
5の2	電離則52-2	ガンマ線透過写真撮影 作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業	電離則52-3
6	安規129	木材加工用機械作業主任者	技能講習	丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤、ルーターで携帯用のものを除き合計5台以上（自動送材車式帯のこ盤を含む場合は3台以上）	安規130
7	安規133	プレス機械作業主任者	同上	動力プレス5台以上	安規134
8	安規297	乾燥設備作業主任者	同上	1. ①乾燥設備内容積1m <sup>3</sup> 以上（令別表第1の危険物に係るもの） 2. ②危険物以外、熱源に燃料又は電力使用（その最大消費量が、固体燃料毎時10kg以上、液体燃料毎時10ℓ以上、気体燃料毎時1 m <sup>3</sup> 以上、定格消費電力10kW以上のものに限る）	安規298
8の2	安規321-3	コンクリート破砕器作業主任者	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業	安規321-4
9	安規359	地山の掘削及び 土止め支保工	同上	掘削面の高さ2m以上の地山の掘削の作業 (技能講習は「地山の掘削及び土止め支保工で統一」)	安規360
10	安規374	作業主任者		土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業（同上）	安規375
10-2'	安規383-2	ずい道等の掘削等作業主任者	同上	ずい道等の掘削、ずり積み、支保工組立（落盤、肌落防止用）、ロックボルト取付、コンクリート等吹付	安規383-3
10-3'	安規383-4	ずい道等の覆工作業主任者	同上	ずい道等覆工（型わく支保工）組立、解体、移動、コンクリート打設	安規 383-5
11	安規403	採石のための掘削作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上となる採石法2条の岩石の採取のための掘削	安規404

12	安規428	はい作業主任者	同上	高さ2m以上のはい付け、はいくずし（但し、ばら物荷や荷役機械の運転者のみで行う作業は除く）	安規429
13	安規450	船舶内荷役 作業主任者	同上	船舶荷積み卸、船舶内荷移動の作業（但し、500t未満の船舶で揚貨装置を用いない作業は除く）	安規451
14	安規246	型枠支保工組立て等 作業主任者	同上	型枠支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。）の組立て又は解体の作業	安規247
15	安規565	足場の組立て等 作業主任者	同上	つり足場、張出足場又は高さが5m以上の足場の組立、解体、変更の作業（ゴンドラのつり足場は除く）	安規566
15-2	安規517-4	建築物等の鉄骨の組立 て等作業主任者	同上	建築物の骨組み・塔であって高さが5m以上の金属製の部材により構成されるものの組立て、解体、変更の作業	安規517-5
15-3	安規517-8	鋼橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、変更の作業（但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る）	安規517-9
15-4	安規 517-12	木造建築物の組立て等 作業主任者	同上	軒高5m以上の木造建築物の構造部材組立て、屋根下地外壁下地の取付の作業	安規 517-13
15-4	安規 517-17	コンクリート造の工作 物の解体等作業主任者	同上	高さ5m以上のコンクリート造工作物の解体、破壊の作業	安規517-18
16	安規 517-22	コンクリート橋架設等 作業主任者	同上	橋梁の上部構造であってコンクリート造のものの架設又は変更の作業（但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る）	安規 517-23
17	ボ則62	第一種圧力容器取扱作 業主任者	*1	第一種圧力容器の取扱作業（但し、令1条6号小型圧力容器及び令6条17号イ、ロは除く）	ボ則63
18	特化27	特定化学物質 作業主任者	技能講習	令別表第3の特定化学物質（1類・2類・3類）製造又は取扱（但し、試験研究の取扱業務は除く） 金属アーク溶接作業も可	特化則28
		金属アーク溶接等 作業主任者	限定講習	金属アーク溶接作業のみ	特化則28の2
19	鉛33	鉛作業主任者	技能講習	令別表第4の1号から10号までの鉛業務 （但し、遠隔操作の場合は除く）	鉛則34
20	四アル14	四アルキル鉛等 作業主任者	同上	令別表第5の1号から6号・8号の四アルキル鉛等業務 （講習は18と同一）	四アル15
21	酸欠11	酸素欠乏危険 作業主任者 (第1種)	同上	酸素欠乏危険場所における作業（第一種酸素欠乏危険作業）	酸欠則11②
		酸素欠乏危険 作業主任者 (第2種)	同上	酸素欠乏危険場所（酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る）における作業（第二種酸素欠乏危険作業）	酸欠則11③
22	有機19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第6の2に掲げる有機溶剤の製造又は取扱	有機則19の2
23	石綿19	石綿作業主任者	同上	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業、試験研究のため製造する作業	石綿則20

\*1：化学設備にかかる第一種圧力容器の場合は化学設備第一種圧力容器作業主任者技能講習

上記以外はボイラー技士免許（特級・1級・2級）、第一種圧力容器作業主任者技能講習（化学設備・普通）

## 《 安全衛生教育等の実施状況について、表に○を付けて確認してみましょう 》

[法：労働安全衛生法 安衛令：労働安全衛生法施行令 安衛則：労働安全衛生規則]

教育の種類	対象の有無・実施団体等			
	対象者あり	自社・関連会社で実施	安全衛生団体等による実施	未実施
<b>雇入れ時教育</b> 法第59条第1項 ・教育事項：安衛則第35条				
<b>作業内容変更時教育</b> 法第59条第2項 作業の異なる部所への異動や機械・作業方法の大幅な変更時 ・教育事項：雇入れ時教育に準用される				
<b>職長教育</b> 法第60条 ・職長教育を行う業種：安衛令第19条 ・教育事項：安衛則第40条				

### 能力向上教育(または同教育に準じた教育) 法第19条の2

通達「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」(平元、改正 平18)

通達「安全衛生教育及び研修の推進について」(平3、改正 平31)

対象者	時期等			
	初任時 初めて当該業務に従事する時	定期 当該業務従事後、一定期間ごと	随時 社会経済状況の変化、職場環境等の大幅な変更時	未実施
安全管理者				
衛生管理者				
安全衛生推進者				
職長等				
( )作業主任者				
( )作業主任者				
( )作業主任者				

### 危険有害業務従事者への教育 法第60条の2第2項

通達「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」(平元、改正 平8)

通達「安全衛生教育及び研修の推進について」(平3、改正 平31)

就業制限業務従事者(免許取得者・技能講習修了者)や特別教育修了者などの危険有害業務従事者に対しては、一定期間ごと、または機械設備の変更時等に安全衛生教育を実施することが示されています。危険有害業務従事者についても資格取得・講習修了後等のフォローアップ、法令改正に伴う最新の安全衛生情報を得るために安全衛生教育を積極的に受講させましょう。

### 安全衛生業務従事者に有資格者を選任していますか

\*\*建設業、製造業、電気・ガス業、各種商品等卸売・小売業など

安全衛生業務従事者名(例)	必要な資格	資格
安全管理者(一定の業種**で50人以上の規模)	安全管理者選任時研修の修了など	ある/ない
衛生管理者(50人以上の規模)	第一種 衛生管理者免許試験の合格など 第二種 (第二種については業種に制限あり)	ある/ない
衛生工学衛生管理者 (500人を超える労働者を使用し、一定の有害業務に30人以上が従事する事業場)	衛生工学衛生管理者講習の修了など	ある/ない
安全衛生推進者(一定の業種**で10~49人の規模)	安全衛生推進者養成講習の修了など	ある/ない
衛生推進者(一定の業種**以外で10~49人の規模)	衛生推進者養成講習の修了など	ある/ない